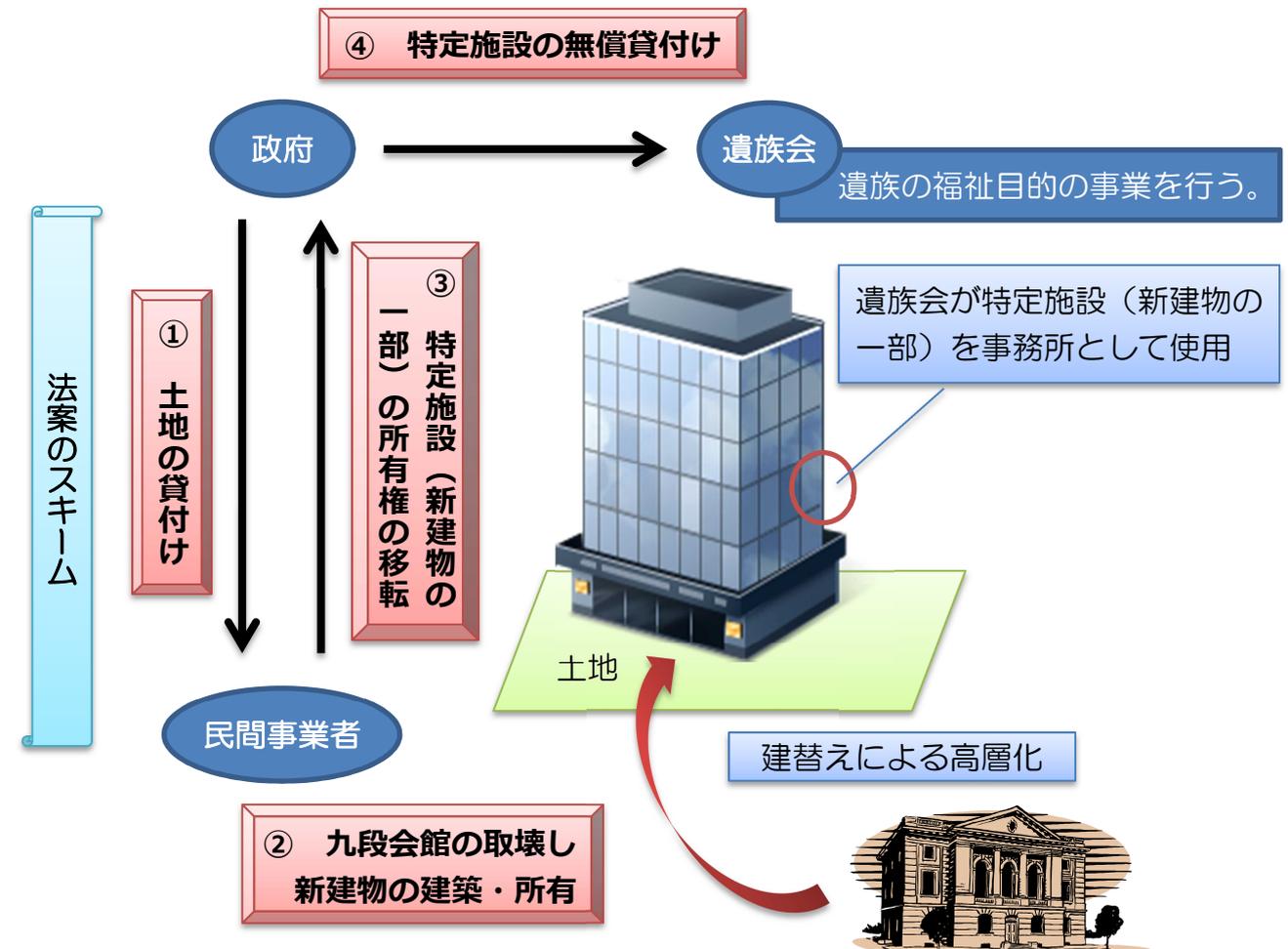
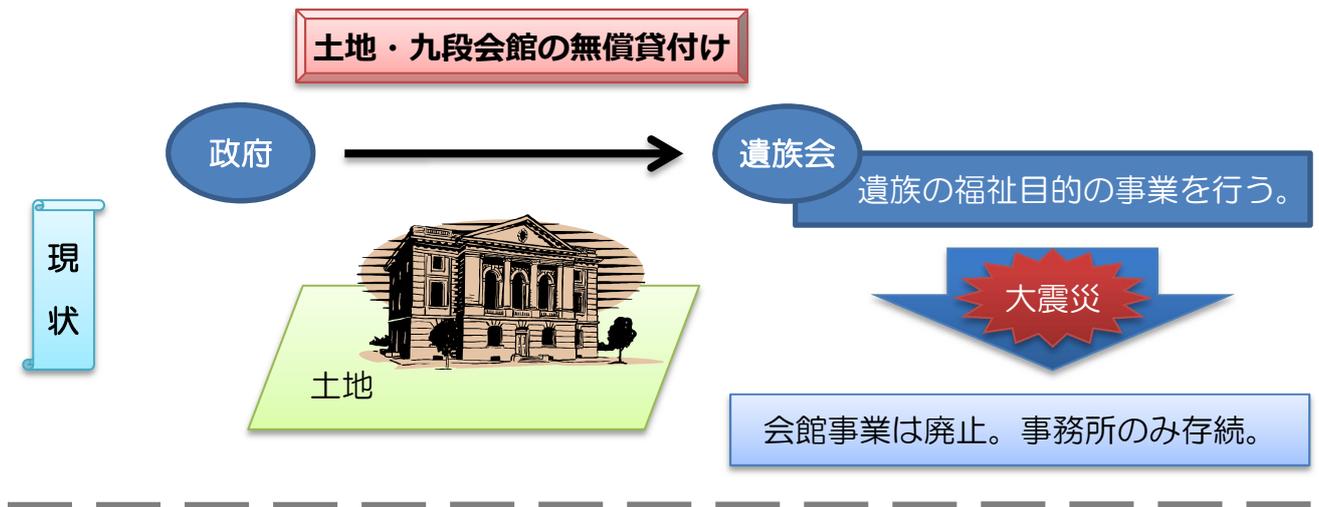


## (財) 日本遺族会に対する国有財産の無償貸付法改正案について

遺族の福祉を目的とする事業に用いるため遺族会に無償で貸し付けられている九段会館及びその敷地（東京 九段南）は、建物の老朽化及び東日本大震災の影響により、現状では効率的な利用が困難となっていることから、民間事業者が新たな建物を建築し、土地の高度利用を図るとともに、その建物の一部を国が取得し、遺族会に無償貸付けができるよう、法改正を行う。



※ 遺族会が①の土地の貸付けがなされるまで（最大で施行日から1年間）、九段会館の事務所を引き続き使用できるよう、経過規定を設ける。